

2 建設リサイクル Q&A リスト

1 現状に関する Q&A

- 1 建設廃棄物にはどのような課題があるのか？
- 2 中部における建設リサイクルの現状は？

2 法律・制度に関する Q&A

(i) 建設リサイクル法または廃棄物処理法に関する Q&A

- 1 建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？
- 2 建設リサイクル推進計画の対象となるのはどのような工事か？
- 3 再資源化とは何をさすのか？どう行えばよいのか？行う際の注意点は？
- 4 建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？
- 5 建設廃棄物の処理において発注者の役割とは何か？
- 6 マニフェスト制度とはどのようなものか？紙マニフェスト、電子マニフェストはどのようなものか？
- 7 工事現場で建設廃棄物の処理を行う場合、元請業者と下請け業者の役割はどうなっているのか？
- 8 建設副産物の「自ら利用」とはどのようなものか？その際に相談すべき窓口はどこか？
- 9 解体工事の実施に当たり、現場でミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのか？
- 10 工事現場から発生する廃棄物はどのように分別したらよいのか？
- 11 建設リサイクル法の都道府県知事への届出は、受注した建設業者が発注者に代わって提出しても大丈夫か？
- 12 最終処分の確認は具体的にどのようにすればよいのか？
- 13 建設廃棄物の委託契約を行いたい、業者選定にあたってどのようなことを確認したら良いか？
- 14 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について、特定建設資材廃棄物に該当するかどうかについて、参考となる情報はどうやって入手できるか？
- 15 指定建設資材廃棄物である建設発生木材について、縮減処理してよいケースとはどのような場合か？
- 16 特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物のリサイクルはどのように実施すれば良いか？
- 17 建設廃棄物を自社で運搬・処分をしたいがどのようにすれば良いか？ また、どのようなことに注意すれば良いか？
- 18 工事現場での中間処理はどのように実施するのか？
- 19 石膏ボードが付着したコンクリート等、分別が困難なものはどう対応すれば良いか？
- 20 コンクリートとアスファルト・コンクリートを分別しないでリサイクルできる施設が近くにある場合、分別する必要はあるか？
- 21 木くずの再資源化施設が近くにない場合でも、遠方の処理施設まで運んで再生処理しなくてはならないのか？
- 22 リサイクル原則化ルールはどのようなルールか？対象工事は？
- 23 公共工事土量調査とはどのようなものか？対象となる機関と工事は？
- 24 土量調査、リサイクル原則化ルール以外の工事間利用促進策は？

(ii) 土壌汚染対策法に関する Q&A

- 1 汚染土壌の処理施設、受入施設はどのように探したらいいか？
- 2 建物周辺の土壌汚染の調査を依頼された。その場合は、どのような機関に調査を依頼すればよいのか？
- 3 産業廃棄物管理票の交付義務者は排出事業者（元請会社）であるが、搬出汚染土壌管理票の交付義務者はだれになるのか？
- 4 指定区域外から搬出する汚染土壌についても「搬出汚染土壌管理票」を使用しなければならないのか？
- 5 建設工事の実施に当たり、どのようなケースに土壌調査を行わなければならないのか？また、そのような場合、どのような機関に調査を依頼すればよいのか？

3 個別品目に関する Q&A

- 1（建設発生木材）CCA 処理木材はどのように判断したらいいか？
- 2（建設発生土）建設工事から発生する建設発生土に関する法規制はあるか？また地方自治体の残土条例・要綱とはどのようなものか？
- 3（建設混合廃棄物）廃棄物の保管ヤードが十分に取れず、搬出時間の制限などもあり、発生した廃材は混合廃棄物として出さざるを得ない状況である場合、混合廃棄物を出す際に留意すべきことは何か？
- 4（建設混合廃棄物）建設混合廃棄物を極力減らすべく、現場分別を実施したいと考えているが、その分別に関して参考となる基準等があるか？
- 5（石膏）廃石膏ボードの処理はどのようにすべきか？
- 6（石綿）建物に吹付け石綿が使用されているか否かの判断方法は？
- 7（石綿）解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいのか？

4 具体例に関する Q&A

- 1 同一箇所でも床面積 50 ㎡と 35 ㎡の建築物を別契約により解体する場合、届出はどうすればよいのか？
- 2 床面積の合計が 400 ㎡の新築工事と請負代金 600 万円の擁壁工事を同一契約により請け負う場合、届出対象はどうなるのか？
- 3 床面積が 75 ㎡の古い住宅の解体と 200 ㎡の新築工事を近くの工務店と契約しました。建設リサイクル法の対象建設工事となるのか？
- 4 小規模な工事のために廃棄物がわずかしかながら発生しないが、建設リサイクル法や廃棄物処理法が適用されるのか？また、排出する廃棄物を合わせても運搬車両 1 台分にも満たないが、1 台の収集・運搬車両に複数の種類の廃棄物を搭載させてはいけないのか？
- 5 工事現場で、協力会社が既設のコンクリートを撤去して収集運搬業者のトラックに積込んだが、マニフェストは、誰が交付するのか？ また、建設発生土の運搬、処分を委託する場合、マニフェストの交付は必要か？

1 現状に関する Q&A

No.	Q	A
1	建設廃棄物にはどのような課題があるのか？	廃棄物全体に関して、最終処分場の残余容量の不足と、不法投棄の横行が問題となっています。その中でも建設廃棄物は量が多く、不法投棄の割合も大きいことが課題となっています。
2	中部における建設リサイクルの現状は？	建設副産物実態調査（平成 20 年度）の結果では、「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」の 3 品目について、「建設リサイクル推進計画 2008（中部地方版）」で定めた再資源化率等の目標値を達成できていません。

2 法律・制度に関する Q&A

(i) 建設リサイクル法または廃棄物処理法に関する Q&A

No	Q	A
1	建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？	対象となる工事は特定建設資材を使用する工事で、工事種類によって規模が指定されています。工事においては、①分別解体及び再資源化 ②届出・通知と書面報告の実施 以上二点が義務付けされています。
2	建設リサイクル推進計画の対象となるのはどのような工事か？	国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。直接の対象は国土交通省所管公共工事ですが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。
3	再資源化とは何をさすのか？どう行えばよい？行う際の注意点は？	再資源化とは、建設廃棄物に関して、①資材または原材料として利用することができる状態にする行為、②燃料として使用可能なものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為 のことをさします。再資源化をどのように行えばよいかについては、資材ごとに確認する必要があります。また、再資源化のために建設廃棄物を再資源化施設に搬入する場合、再資源化施設をあらかじめ探しておく必要があります。
4	建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？	国土交通省が発注する公共工事においては、「建設リサイクルガイドライン」に、推進計画の目標値を達成させるための方法・様式が記載されています。リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項・手順についてまとめられています。また、自治体が発注する公共工事においても、本ガイドラインに即したリサイクル促進が求められています。

5	建設廃棄物の処理において発注者の役割とは何か？	建設工事では、廃棄物処理の責任は元請業者にあります。建設工事から生ずる廃棄物をきちんと処理するためには、元請業者がその責任を果たすとともに、発注者も協力することが大切です。協力の方法として、 ①廃棄物の発生が少なくなる設計を心がけ、また、再生材の利用などリサイクルにも心がける。 ②廃棄物の処理方法は仕様書などで明確に指示し、元請業者に廃棄物処理に関する計画書の提出を求める。 ③適正な処理費用を計上する。 ④発注者は責任者を定め、元請業者が廃棄物の処理をきちんと行っているか管理する。 ⑤工事終了後は元請業者に対し報告を求め、廃棄物が適正に処理されたかどうか確認する。などがあげられます。
6	マニフェスト制度とはどのようなものか？紙マニフェスト、電子マニフェストはどのようなものか？	マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理・処分を外部に委託する際に、処理・処分の終了を確認するために産業廃棄物とともに流通させる「産業廃棄物管理票」のことをいいます。マニフェスト制度とは、マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄などを防止するためのものです。事業者が廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した産業廃棄物管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度で、廃棄物処理法において規定されています。マニフェストには、複写式の紙伝票を利用するもの（紙マニフェスト）と電子情報技術を利用するもの（電子マニフェスト）があります。
7	工事現場で建設廃棄物の処理を行う場合、元請業者と下請け業者の役割はどうなっているのか？	建設工事では、廃棄物を処理する責任は、発注者から直接工事を請け負った元請業者にあります。下請業者が工事を行っても、廃棄物処理の責任は元請業者にあります。元請業者は自らの責任において適正処理を行い、廃棄物の発生抑制、再生利用などによる減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るなど、元請業者としての役割に努める必要があります。下請業者は、元請業者の指示に従い分別や再資源化が実施されるよう協力する必要があります。
8	建設副産物の「自ら利用」とはどういうものか？その際に相談すべき窓口はどこか？	自ら利用とは、建設工事等に伴って発生する産業廃棄物を他人に有償譲渡できる性状にしたものを元請業者などの排出事業者（占有者）が自ら使用することをいいます。 中部地方整備内では、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、三重県の各自治体の環境部局等が窓口となります。
9	解体工事の実施に当たり、現場でミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのか？	建設リサイクル法第 2 条第 3 項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されているため、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要です。

10	工事現場から発生する廃棄物はどうに分別したらよいのか？	「建設リサイクル法」で定められている特定建設資材廃棄物のコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材は、対象建設工事の場合、どのような時でもしっかりと分別しなければなりません。 その他、工事現場から発生する廃棄物は種々ありますが、処分基準がそれぞれ異なるため、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要です。具体的には、次にあげた項目にそって分別する必要があります。 ●再生利用できる主なもの（①木くず（特定建設資材廃棄物）／②コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／③アスファルト・コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／④ダンボール／⑤その他古紙／⑥空き缶／⑦空きビン／⑧金属くず／⑨石膏ボード、ロックウール吸音版、ALC 等） ●安定型処分場での処分が可能な品目（安定 5 品目：がれき類※、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくずまた、次の管理型処分場での処分が必要な品目が混合すると、安定型処分場での処分ができません。） ●管理型処分場での処分が必要な品目（木くず※、紙くず、繊維くずなど） ●一般廃棄物（生ゴミ、新聞・雑誌、図面・書類など）・・・産業廃棄物と混合させないようにします。 ※がれき類、木くずには、特定建設資材のものと混合させないようにします。
11	建設リサイクル法の都道府県知事への届出は、受注した建設業者が発注者に代わって提出しても大丈夫か？	建設リサイクル法では、一定規模の建築物の解体等を実施する場合には、工事を発注する人は、分別解体等の計画について都道府県知事に届け出なければなりません。この届け出は、原則として発注者本人が届出書受理行政庁に出向いて提出するのが原則です。届出書の提出は、元請業者の担当者が代理で行うことが多いようです。この場合には委任状の提出が必要となります。
12	最終処分の確認は具体的にどのようにすればよいのか？	事業者は中間処理を委託した場合であっても、中間処理後の産業廃棄物の最終処分を確認できるように改正が行われました。具体的には、 ●最終処分業者は、中間処理後の産業廃棄物について最終処分が終了したときは、中間処理業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを中間処理業者に送付する。 ●最終処分が終了した旨を記載されたマニフェストの写しの送付を受けた中間処理業者は事業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを事業主に送付する。 以上二点より、事業者は中間処理を委託した産業廃棄物の最終処分をマニフェストを通じて確認することができることとされました。
13	建設廃棄物の委託契約を行いたい、業者選定にあたってどのようなことを確認したら良いか？	産業廃棄物処理業の許可内容の確認、処理施設・処理方法の確認、廃棄物の保管・管理状況の確認が必要です。 産業廃棄物処理業許可の分類として ①産業廃棄物収集・運搬業者 ②産業廃棄物中間処理業者 ③産業廃棄物最終処分業者 ④特別管理産業廃棄物処理業者があります。許可の有効期限の確認、事業範囲には、業の区分として、収集・運搬、中間処理、最終処分があり、取り扱う産業廃棄物の種類が明示してあります。したがって委託する産業廃棄物が、許可証の事業範囲に含まれていることを確認します。また、廃棄物の発生場所以外の都道府県の処理業者に委託する場合は、発生場所、処分場所それぞれの都道府県知事の許可が必要です。中間処理、最終処分では、管轄する知事に事前に協議や届出が必要な場合もあるので、行政機関に問い合わせて確認することが必要です。処理施設に関しては、委託者は、委託する産業廃棄物の品目に合致した処理方法を選択し、それに適した施設であることの確認が必要です。

14	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について、特定建設資材廃棄物に該当するかどうかについて、参考となる情報はどうやって入手できるか？	全てを網羅はできませんが、国土交通省のホームページにある建設リサイクル法 Q & A（ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf ）に、どのような場合に特定建設資材廃棄物に該当するのかについての Q & A が掲載されています。まずはこちらを参考にすることができでしょう。
15	指定建設資材廃棄物である建設発生木材について、縮減処理してよいケースとはどのような場合か？	縮減処理してよい場合は次の場合です。 1. 再資源化施設までの距離：工事現場から 50 km 以内に再資源化を行うための施設がない場合 2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化（運搬に該当するものに限る。）に要する費用の額より低い場合
16	特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物のリサイクルはどのように実施すれば良いか？	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材以外の建設廃棄物は、「建設リサイクル法」では分別や再資源化が義務付けられていません。特定建設資材廃棄物以外の廃棄物であっても分別することにより再資源化が容易となり経済的に有利となる場合などは、分別を実施することになります。建設廃棄物の分別の実施は、委託契約を結ぶ中間処理施設等の受け入れ基準（分別の種類、程度、料金等）をよく確認して判断してください。 また、石膏ボードについては再資源化されるもの以外は、管理型処分場で処分しなければならず、したがって石膏ボードが混入した廃棄物はすべて管理型処分場での処理となり、過大な支出となるので石膏ボードの分別は重要です。
17	建設廃棄物を自社で運搬・処分をしたいがどのようにすれば良いか？ また、どのようなことに注意すれば良いか？	産業廃棄物の処理について廃棄物処理法の第 11 条では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと記されています。また、第 12 条 3 項で運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないとなっています。したがって、元請業者（排出事業者）が建設廃棄物を自ら収集・運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要です。また、自ら処分する場合も処分業の許可は不要ですが、処理施設の能力が一定の規模を超える場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条参照）は、施設を設置する際に都道府県知事または政令市長の許可が必要となります。産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車（自動車など）の両側面に産業廃棄物を収集運搬している旨の表示と排出事業者名を表示しなければなりません（廃棄物処理法施行規則第 7 条の 2 の 2）。また、処理基準と保管基準などを遵守しなくてはなりません。

18	工事現場での中間処理はどのように実施するのか？	廃棄物の搬出量を抑制するため、また、現場内利用を図るため、現場内での中間処理を検討してください。現場内で中間処理を行う場合は、廃棄物処理法や騒音・振動の規制法等、関係法令を順守するとともに、周辺環境への影響にも十分配慮することが必要となります。中間処理には、①建設汚泥の脱水、乾燥、②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの破砕 等があります。ただし、現場内で中間処理を行う場合、施設の処理能力に応じ都道府県知事又は政令市長の許可が必要となります現場での焼却はダイオキシン類発生の要因となりますので行ってはいけません。 廃棄物処理法では、廃棄物を処理する場合は自ら処理するか、廃棄物処理業の許可を受けたものしか処理できないことになっています。したがって、現場で処理する場合、排出事業者（＝元請業者）が自ら処理を実施する必要があります。この場合、廃棄物の処理施設が自社設備（リースやレンタルでも可）であり、雇用関係にある社員（運転者等）が処理することが必要です。
19	石膏ボードが付着したコンクリート等、分別が困難なものはどう対応すれば良いか？	分別解体等の行為については、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別回収するために適切な施工方法に関する基準を定めることとしております。 基準では、施工手順を示しており、特定建設資材の分別は、従来から一般的に行われている分別解体工事の手順に準拠して行われることを基本としています。
20	コンクリートとアスファルト・コンクリートを分別しないでリサイクルできる施設が近くにある場合、分別する必要があるか？	コンクリートもアスファルト・コンクリートも特定建設資材であり、分別解体を実施すること、再資源化することが義務付けられています。ただし、現場での分別解体をどの程度まで実施するかについては、再資源化施設の受入条件を踏まえて、受け入れ可能となる状態にするまでの処理を行えば良いことになっています。
21	木くずの再資源化施設が近くにない場合でも、遠方の処理施設まで運んで再生処理しなくてはならないのか？	縮減処理してよい場合は次の場合です。 1. 再資源化施設までの距離：工事現場から50km以内に再資源化を行うための施設がない場合 2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化（運搬に該当するものに限る。）に要する費用の額より低い場合
22	リサイクル原則化ルールはどのようなルールか？対象工事は？	国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかににかかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進が求められています。

23	公共工事土量調査とはどのようなものか？対象となる機関と工事は？	建設発生土の工事間利用を促進させるために、土砂のフローを全体で一括管理・把握する調査です。対象は公共工事、うち 1000 m ³ 以上の土砂の搬出又は 1000 t 以上の建設汚泥の搬出又は 500 m ³ 以上の土砂の搬入がある工事となっています。
24	土量調査、リサイクル原則化ルール以外の工事間利用促進策は？	発生土の工事間利用については、地域内で工事間利用を促進させようと努力する自治体等で様々な取り組みがなされています。例えば静岡県の残土掲示板、愛知県の貯留土システム、東京都の発生土利用調整会議などがあげられます。

(ii) 土壌汚染対策法に関する Q&A

No.	Q	A
1	汚染土壌の処理施設、受入施設はどのように探したらいいか？	汚染土壌の処理施設や受け入れ施設を探すには、例えば(社)土壌環境センターの会員企業は、土壌環境ビジネスを専門とするコンサルタントが登録されているのでコンサルタントの担当者に相談することができます。また、土壌環境センターのHPでも、土壌環境ビジネスを専門とするコンサルタントを検索できます。また、環境省のHPで「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」が公開されています。
2	建物周辺の土壌汚染の調査を依頼された。その場合は、どのような機関に調査を依頼すればよいのか？	土壌汚染の調査は、土壌汚染対策法に基づく基準に従って有害性や対策を判定します。また、調査は環境大臣指定の調査機関（第三者機関）に依頼することになっています。
3	産業廃棄物管理票の交付義務者は排出事業者（元請会社）であるが、搬出汚染土壌管理票の交付義務者はだれになるのか？	搬出汚染土壌管理票の交付を義務付けられているのは、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者」または「土地の形質の変更をしようとする者」（発注者）であり、委託を受けた搬出実施者（元請会社）が交付者に代わってこれを行うことができるとされています。
4	指定区域外から搬出する汚染土壌についても「搬出汚染土壌管理票」を使用しなければならないのか？	法の義務付けではなく、通知で告示に基づき処分等を行うことが望ましいとなっています。何らかの管理は必要だが必ずしも「搬出汚染土壌管理票」を使用する必要はありません。
5	建設工事の実施に当たり、どのようなケースに土壌調査を行わなければならないのか？また、そのような場合、どのような機関に調査を依頼すればよいのか？	土壌汚染調査が義務付けられるのは、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、3000 m ² 以上の土地の形質変更時等です。建設工事において 3000 m ² 以上の土地を形質変更（掘削する面積＋盛り土する面積≧3000 m ² ）する場合は、都道府県知事への届出が必要となることに注意が必要です。都道府県知事が改変をしようとする土地に汚染のおそれがあるかどうかを判断し、汚染のおそれがあると判断された場合には調査命令が出て、必ず調査が必要になります。また調査機関については、「調査を的確に実施することができる者を環境大臣が指定し、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査を行う者は、当該指定を受けた者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関について環境大臣が必要な監督等を行う」とされています。

3 個別品目に関する Q&A

No	品目	Q	A
1	建設発生木材	CCA 処理木材はどのように判断したらいいか？	CCA 処理木材は、有害なシロアリなどから木造住宅を守るために多く使用されていましたが、1997 年以降水質汚濁防止法でヒ素の排出基準が強化されたことなどを契機として生産が激減しました。それ以前の 1965 年から 1997 年に建築された木造住宅の床回りの土台や根太部分等には CCA 処理木材が使用されている可能性は高いといえます。より確実な方法としては、試験等による判別方法や、専門機器による判別方法もあります。
2	建設発生土	建設工事から発生する建設発生土に関する法規制はあるか？また地方自治体の残土条例・要綱とはどのようなものか？	受入地で埋立、盛土を行うにあたって、土地利用、自然環境保全、防災等に関する関係法令のうち該当するものについては、これら法令に定める諸手続を行わなければなりません。 また、地方自治体によってはいわゆる「残土条例」を制定している場合があるので、あらかじめ各自治体の担当部局に問い合わせを行い条例等の有無について確認を行うとともに、所要の手続を行わなければなりません。
3	建設混合廃棄物	廃棄物の保管ヤードが十分に取れず、搬出時間の制限などもあり、発生した廃材は混合廃棄物として出さざるを得ない状況である場合、混合廃棄物を出す際に留意すべきことは何か？	混合廃棄物として搬出する場合、搬出先（処理委託業者）の許可内容を確認しておく必要があります。通常、混合廃棄物には、廃プラスチック類・がれき類などの安定型産業廃棄物や建設発生木材・紙くすなどの管理型産業廃棄物が混入されているので、委託する処理業者は、これらの種類の廃棄物処理の許可を得ていなければなりません。許可内容の確認の際には、処理能力についても確認しておかなければなりません。また、最終処分量をできるだけ少なくするために、混合廃棄物を選別しリサイクルに有効な処理を行っているかなどの評価も必要です。また、マニフェストに記入する際には混合廃棄物に含まれる廃棄物の種類に○を付し、混合廃棄物の欄に全体の数量を記入することに留意する必要があります。
4		建設混合廃棄物を極力減らすべく、現場分別を実施したいと考えているが、その分別に関して参考となる基準等があるか？	国土交通省「第 4 回首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会」（平成 20 年）で決定された、現場分別の基準を参考にすることができます。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/koguchijunkai/04/04_1_betten.pdf) あるいは http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/koguchijunkai/04/04_2_betten.pdf)

5	石膏	廃石膏ボードの処理はどのようにすべきか？	廃石膏ボードは、他の資材と分別して中間処分施設へ搬出することで、石膏ボード用原料への再生や、土質改良材など他の用途として再生利用することが可能となっています。なお、埋立処分する際には、硫化水素発生可能性があることから、管理型最終処分場に搬出しなければなりません。国土交通省のHPに「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル」が掲載されており、現場ではそちらを参考にすることができます。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/manual/sekkou_syousai.pdf)
6	石綿	建物に吹付け石綿が使用されているか否かの判断方法は？	吹付け石綿が使用され始めたのは昭和30年頃で、昭和50年に労働安全衛生法で禁止されましたが昭和54年頃まで吹き付けロックウールの一部（含有率5%以下）として使用されていました。建物の建てられた年代や使用場所、商品名等で、ある程度の目安はつけらるることができます。
7		解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？	廃棄物処理法及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び政令市の条例等並びに指針類等の規定によります。また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合もあり、当該受入基準等に従う必要があります。

4 具体例に関する Q&A

No	Q	A												
1	同一箇所で床面積 50㎡と 35㎡の建築物を別契約により解体する場合、届出はどうすればよいのか？	発注者が同一の受注者と契約する場合は、工事箇所が複数箇所か同一箇所か、契約の種類が同一契約か複数契約かで判断基準が異なり、該当する場合は届出が必要になります（下表参照）。本件の場合、床面積の合計が 85 ㎡の一契約と判断され、対象建設工事に該当し、その旨の届出が必要になります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事箇所</th><th>契約の種類</th><th>判断基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複数</td><td>同一契約</td><td rowspan="2">1箇所あたりの工事毎に対象建設工事であるかどうかで判断する。</td></tr> <tr> <td>別契約</td></tr> <tr> <td rowspan="2">同一</td><td>同一契約</td><td>全体の工事規模で判断する。</td></tr> <tr> <td>別契約</td><td>全体の工事規模で判断する。 ただし、施工令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りではない。</td></tr> </tbody> </table>	工事箇所	契約の種類	判断基準	複数	同一契約	1箇所あたりの工事毎に対象建設工事であるかどうかで判断する。	別契約	同一	同一契約	全体の工事規模で判断する。	別契約	全体の工事規模で判断する。 ただし、施工令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りではない。
工事箇所	契約の種類	判断基準												
複数	同一契約	1箇所あたりの工事毎に対象建設工事であるかどうかで判断する。												
	別契約													
同一	同一契約	全体の工事規模で判断する。												
	別契約	全体の工事規模で判断する。 ただし、施工令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りではない。												
2	床面積の合計が 400㎡の新築工事と請負代金 600 万円の擁壁工事を同一契約により請け負う場合、届出対象はどうなるのか？	複数の工種にまたがる工事の場合は、それぞれの工種単位で対象建設工事かどうか判断し、この場合、新築工事は 500 ㎡以下、擁壁工事（建築物以外の工作物の工事）は請負代金の額 500 万円以上であることから、擁壁工事のみが対象建設工事に該当し、その旨の届出が必要になります。												
3	床面積が 75㎡の古い住宅の解体と 200㎡の新築工事を近くの工務店と契約しました。建設リサイクル法の対象建設工事となるのか？	契約したそれぞれの工事の建築物の解体が 80 ㎡以下、新築工事が 500 ㎡以下なので、ともに規模の基準以下なので対象建設工事には該当しません。ただし、都道府県の条例により、対象建設工事の規模引き下げが可能ですので必ず確認して下さい。 また「建設リサイクル法」は、発注者が過度の負担とならない範囲で主要な建設資材の再資源化を推進するものです。したがって、このような工事での届け出は不要ですが、この契約の場合には、建築物の解体の延べ床面積 80 ㎡以上の工事と同程度の建設廃棄物の排出が想定されます。工事を契約する工務店がリサイクルなど環境問題に対して真剣に取り組んでいる会社であれば、特定建設資材の再資源化を実施するでしょう。このあたりについて契約前に確認しておくといいでしょう。												

4	小規模な工事のために廃棄物がわず かしか発生しないが、建設リサイク ル法や廃棄物処理法が適用されるの か？また、排出する廃棄物を合わせて も運搬車両 1 台分にも満たないが、1 台の収集・運搬車両に複数の種類の廃 棄物を搭載させてはいけないのか？	廃棄物排出量の多少にかかわらず法が適用されます。 建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工 事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、一定規 模以上の建設工事（対象建設工事）について、分別解体等によりコン クリートがらや木くず等の特定の建設資材（特定建設資材）を現場で 分別し、その上で再資源化（木くずについては再資源化が困難な場合 には縮減でも可）を行うなどを義務付けていますが、特定建設資材の 使用量や廃棄物の発生量の規定はありません。 したがって、特定建設資材が使用されており、解体や新築・改修を行 おうとする建築物（又はその他工作物）の工事規模が建設リサイク ル法に定める規模以上であれば、廃棄物の量にかかわらず建設リサイク ル法の対象になります。 また、廃棄物処理法では、排出する廃棄物の量の多少による排出事業 者に係る規制内容の違いはありません。したがって、たとえ少量しか 産業廃棄物を排出させなくても保管、収集・運搬、処分に関する基準 が適用されます。収集・運搬や処分を他人に委託する場合には、委託 契約書の作成、マニフェストの交付などを行わなければなりません。 廃棄物の混載については、1 台の車両で数種類の廃棄物を運搬するこ とについて、特に問題はありません。ただし、荷台に中仕切りを設け たり、コンテナ等の容器ごと収集するなど、取り扱い方法の異なる廃 棄物が混合しないようにする必要があります。なお、マニフェストは 廃棄物の種類ごとに交付しなければなりません。
---	--	---

5	工事現場で、協力会社が既設のコンクリートを撤去して収集運搬業者のトラックに積込んだが、マニフェストは、誰が交付するのか？ また、建設発生土の運搬、処分を委託する場合、マニフェストの交付は必要か？	マニフェスト伝票は、排出事業者が廃棄物が適正に処理されたかを把握するために交付しなければなりません。したがって排出事業者となる元請業者が交付します（廃棄物処理法第 12 条の 3 参照）。 工事現場でコンクリート塊を撤去したのが協力業者だからといっても排出責任は元請業者にあるわけですからマニフェスト伝票への記入と交付は元請業者の社員が責任をもって実施しなければなりません。マニフェスト伝票への記入は、廃棄物の品目ごとに発行して下さい。また、搬出先が異なる場合は、搬出先ごとに交付して下さい。マニフェスト伝票の保存期間は 5 年間となっています（廃棄物処理法施行規則第 8 条の 20、26、30、30 の 2 参照）。建設系廃棄物マニフェストは、建設マニフェスト販売センター（03-3523-1630）及び各都道府県建設業協会もしくは産業廃棄物協会にて取り扱っています。 建設発生土は、建設副産物ですが廃棄物ではないのでマニフェストの交付は不要です。 マニフェストの交付が不要といっても元請業者は、建設発生土が適正に処理されているかについての管理責任はあります。不法投棄した建設廃棄物を建設発生土で覆い隠すような悪質なケースも散見されます。建設発生土の運搬処理を委託する場合は、信頼のおける優良な業者選択が大切です。
---	--	---